

自 平成 1 2 年 1 2 月 1 1 日
至 平成 1 2 年 1 2 月 1 4 日

平成 1 2 年 第 8 回
階上町議会定例会会議録

階 上 町 議 会

平成12年第8回階上町議会定例会会議録

目

次

12月11日(月)

○議事日程第1号	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員・欠席議員	5
○説明のための出席者	5
○職務のための出席者	6
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○報告3件、議案16件一括上程及び提案理由の説明	7
○報告3件の審議	14
○監査結果の報告	15
○陳情の委員会付託	16
○休会の件	16
○散会の宣告	17

12月14日(木)

○議事日程第2号	18
○本日の会議に付した事件	19
○出席議員・欠席議員	19
○説明のための出席者	19

○職務のための出席者	20
○開議の宣告	20
○議事日程の報告	20
○議案16件の審議	20
○意見書案1件の審議	28
○閉会中における継続審査の件	29
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	29
○町長あいさつ	30
○閉会の宣告	30
○署名議員	31

平成12年第8回階上町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成12年12月11日(月曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程及び提案理由の説明

報告第 1号 専決処分した事項の報告について
(自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること)

報告第 2号 専決処分した事項の報告について
(自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること)

報告第 3号 専決処分した事項の報告について
(登山口・石倉線道路改良工事請負契約の一部変更の締結をすること)

議案第 1号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 階上町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 階上町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 階上町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 平成12年度階上町一般会計補正予算(第5号)

議案第 8号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)

議案第 9号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算(第3号)

議案第10号 平成12年度階上町老人保健特別会計補正予算(第2号)

議案第11号 平成12年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第12号 平成12年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 13 号 平成12年度階上町住宅用地造成事業特別会計補正予算
(第 2 号)

議案第 14 号 平成12年度階上町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 15 号 字の区域及び名称の変更について

議案第 16 号 土地改良事業の施行について

日程第 4 報告第 1 号 専決処分した事項の報告について
(自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること)

日程第 5 報告第 2 号 専決処分した事項の報告について
(自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること)

日程第 6 報告第 3 号 専決処分した事項の報告について
(登山口・石倉線道路改良工事請負契約の一部変更の締結をすること)

日程第 7 監査結果の報告

日程第 8 陳情第 1 号 「無担保・無保証人制度融資」創設についての陳情

日程第 9 陳情第 2 号 国保・介護保険に関する陳情

日程第 10 陳情第 3 号 「働くルールの確立を国に要請する意見書」採択の陳情

日程第 11 陳情第 4 号 「公共事業の生活密着型への転換を国に要請する意見書」
採択の陳情

日程第 12 陳情第 5 号 介護保険の改善と国の財政措置を求める陳情

日程第 13 陳情第 6 号 「乳幼児医療費の無料化を国としておこなうことを求める」
意見書提出の陳情

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案一括上程及び提案理由の説明

日程第 4 報告第 1 号

日程第 5 報告第 2 号

日程第 6 報告第 3 号

日程第 7 監査結果の報告

日程第 8 陳情第 1 号

日程第 9 陳情第 2 号

日程第10 陳情第3号

日程第11 陳情第4号

日程第12 陳情第5号

日程第13 陳情第6号

出席議員（18名）

1番 高松久美子君

3番 山田恵治君

5番 郷州公典君

7番 松森 蒿君

9番 畑中弘實君

11番 桑原一夫君

13番 阿部敏秋君

15番 平戸茂雄君

17番 田端 清君

2番 石川清人君

4番 土橋信夫君

6番 上山博一君

8番 佐京 登君

10番 大前典男君

12番 木村勝彦君

14番 浜谷豊美君

16番 松倉正美君

18番 荒道鶴造君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長 正部家佑介君

教育 長 山本雅教君

企画課 長 浜谷義勝君

保健福祉課 長 鳩 文男君

建設課 長 中村豊志君

水産商工課 長 中城 功君

出納室 長 池田 隆君

学務課 長 三上孝八君

体育課 長 小沢 勝君

収入役 伊藤昭一郎君

総務課 長 浜谷政己君

税務課 長 松橋隆巳君

農林課 長 高階繁雄君

町民課 長 上沢寿勝君

中央保育所 長 桑原定男君

教育次 長 三上孝八君

社会教育課 長 林 貢君

給食センター所 長 三上孝八君

職務のための出席者

議会事務局長 高 橋 信 一 君

総務課長補佐 上 博 文 君

総務課 庶務係長 田 中 昇 君

開会 午前 10 時 04 分

◎開会の宣告

○議長（荒道鶴造君） ただいまの出席議員は 18 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 12 年第 8 回階上町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（荒道鶴造君） ただちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒道鶴造君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（荒道鶴造君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において

10 番 大 前 典 男 君

11 番 桑 原 一 夫 君

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（荒道鶴造君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの4日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月14日までの4日間と決定いたしました。

◇

◎報告3件・議案16件の一括上程及び提案理由の説明

○議長（荒道鶴造君） 日程第3、この際報告第1号 専決処分した事項の報告についてから議案第16号 土地改良事業の施行についてまでの19件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長 正部家佑介君。

〔町長正部家佑介君 登壇〕

○町長（正部家佑介君） 本日ここに、平成12年第8回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位にはご多忙のところご出席頂き、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思います。

報告第1号 専決処分した事項の報告について並びに報告第2号 専決処分した事項の報告についての2件について、ご説明申し上げます。

本報告は、自動車破損事故による被害者に係る損害賠償の額を定めることを専決処分したので、報告するものであります。

報告第3号 専決処分した事項の報告について、ご説明申し上げます。

本案は、先に請負契約をした登山口・石倉線道路改良工事について、設計変更によ

り契約額を変更することを専決処分したので、報告するものであります。

議案第1号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、提案するものであります

議案第2号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、国家公務員の給与改定に準じ、職員の扶養手当、期末手当及び勤勉手当の額を改定するため、提案するものであります。

議案第3号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、提案するものであります。

議案第4号 階上町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、提案するものであります。

議案第5号 階上町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第6号 階上町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての2案について、ご説明申し上げます。

本案は、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、提案するものであります。

議案第7号 平成12年度階上町一般会計補正予算第5号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に5,502万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ59億8,787万3,000円とするものであります。

それでは、第1表の歳入歳出予算補正の主なものについて、順次ご説明申し上げます。

まず歳入であります。町税は課税客体を精査したところ、町民税1,247万8

０００円を追加いたしました。固定資産税２，４６１万５，０００円を減額いたしましたので、増減合わせて１，２１３万７，０００円を減額するものであります。

利子割交付金は、預貯金等の満期年にあたり、２，２００万円を追加補正するものであります。

分担金及び負担金は、保育園保護者負担金等５７８万５，０００円、農地等災害復旧事業費分担金６６万１，０００円を追加補正するものであります。

使用料及び手数料は、ハートフルプラザはしかみ使用料３０万円、町民プール使用料３５万４，０００円等を追加いたしました。放牧場使用料３６万２，０００円、ホームヘルプサービス手数料７万３，０００円等を減額しましたので、増減合わせて２５万２，０００円を追加補正するものであります。

国庫支出金は、保育園運営費負担金等１，２０３万４，０００円、国民健康保険基盤安定費負担金５７２万円を追加いたしました。老人福祉関係事業費補助金２４万１，０００円、要保護準要保護児童生徒援助費補助金等１６万７，０００円、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金２９万４，０００円等を減額いたしましたので、増減合わせて１，８０４万６，０００円を追加補正するものであります。

県支出金は、保育園運営費負担金等５８５万２，０００円、国民健康保険基盤安定費負担金２８６万円、はつらつ育成事業費補助金９３万４，０００円、農業用施設災害復旧事業費補助金等１，５２２万１，０００円、選挙費委託金等１５８万３，０００円を追加いたしました。合併処理浄化槽設置整備事業費補助金２９万４，０００円、若年者雇用奨励費補助金８０万円、林業地域総合整備事業費補助金１，３６４万４，０００円等を減額いたしましたので、増減合わせて１，１９１万７，０００円を追加補正するものであります。

繰入金は、歳入不足を補うため財政調整基金より、１，５００万円を繰り入れするものであります。

諸収入は、田代小中学校組合交付税再配分１６０万６，０００円等を追加いたしました。広域事務組合交付税再配分１３６万７，０００円、公団造林間伐受託事業収入３０万５，０００円等を減額いたしましたので、増減合わせて４０万２，０００円を追加補正するものであります。

町債については、3件の事業変更及び事業費の確定により690万円を減額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

職員の給与費は、各款にわたって補正いたしましたが、これは先に人事院が平成12年度国家公務員の期末手当等を引き下げたことにより経費を調整したものであります。

総務費は、庁舎カウンター改修工事42万円、旧教員住宅解体工事355万1,000円等を追加補正いたしましたが、東部海区漁業調整委員会委員一般選挙費235万8,000円等を減額しましたので、増減合わせて1,014万4,000円を減額補正するものであります。

民生費は、重度身体障害者等扶助費31万6,000円、生きがい活動支援通所事業委託料76万8,000円、保育園運営費等3,195万5,000円を追加補正いたしましたが、町社会福祉協議会補助金145万2,000円、介護保険特別会計繰出金218万円、敬老会費66万1,000円等を減額いたしましたので、増減合わせて2,113万4,000円を追加補正するものであります。

衛生費は、国保勘定繰出金2,131万円、乳幼児医療給付費186万9,000円、国保直診勘定繰出金534万5,000円等を追加補正いたしましたが、簡易水道事業特別会計繰出金172万5,000円、合併処理浄化槽設置費補助金88万2000円等を減額いたしましたので、増減合わせて2,727万4,000円を追加補正するものであります。

労働費は、若年者雇用奨励費補助金等85万5,000円を減額補正するものであります。

農林水産業費は、公共牧場機能強化事業費160万2,000円、小舟渡漁港水産物荷捌施設改修工事費補助金988万9,000円、漁業集落環境整備事業費333万1,000円等を追加いたしましたが、ふるさと林道緊急整備事業費397万4,000円、林業地域総合整備事業費2,436万2,000円等を減額いたしましたので、増減合わせて1,829万7,000円を減額補正するものであります。

商工費は、階上岳大開平給水施設設置工事請負費100万円等を追加いたしました

が、いちご煮祭り実行委員会補助金 115 万円等を減額いたしましたので、増減合わせて 46 万 6,000 円を減額補正するものであります。

土木費は、除雪作業委託料 2,000 万円等を追加補正するものであります。

教育費は、小舟渡小学校外部補修工事 136 万円、ハートフルプラザ応接室改修工事 450 万円等を追加いたしましたが、スクールバス運行業務委託料 36 万円、定期バス学生利用委託料 100 万 8,000 等を減額いたしましたので、増減合わせて 36 万 2,000 円を追加補正するものであります。

災害復旧費は、農地等災害復旧費 1,675 万 2,000 円を追加補正するものであります。

予備費は、450 万 3,000 円を減額し、1,611 万 5,000 円とするものであります。

次に、第 2 表地方債補正であります。事業費に変更が生じたので、限度額を補正するものであります。

議案第 8 号 平成 12 年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3,854 万 6,000 円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ 13 億 1,929 万円とするものであります。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

国民健康保険税に 523 万 1,000 円、療養給付費交付金に 2,600 万 5,000 円、一般会計からの繰入金に 2,131 万円を追加し、財政調整基金からの繰入金を 1,400 万円減額するものであります。

歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

保険給付費の療養諸費に 2,999 万 7,000 円、出産育児諸費に 420 万円、葬祭諸費に 120 万円、予備費に 307 万 6,000 円を追加するものであります。

議案第 9 号 平成 12 年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算第 3 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 860 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,301 万 6,000 円とするものであります。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

診療収入を1,395万円減額し、一般会計繰入金に534万5,000円を追加するものであります。

歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

総務費の一般管理費を522万9,000円、医業費の医薬材料費等を284万2000円、予備費を53万8,000円それぞれ減額するものであります。

議案第10号 平成12年度階上町老人保健特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳出予算を補正するものであります。

その主なものは、総務費の一般管理費に19万7,000円、医療諸費の高額療養費に187万9,000円を追加し、予備費を207万6,000円減額するものであります。

議案第11号 平成12年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,744万1,000円とするものであります。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

使用料及び手数料を306万6,000円減額し、一般会計からの繰入金343万6,000円を追加し、増減合わせて37万円を追加補正するものであります。

歳出につきましては、負担金補助及び交付金40万円、印刷製本費13万3,000円等を追加し、報償費並びに委託料合わせて21万8,000円を減額しましたので、増減合わせて37万円を追加補正するものであります。

議案第12号 平成12年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入予算の補正をするものであります。

一般会計からの繰入金172万5,000円を減額し、繰越金172万5,000円を追加補正するものであります。

議案第13号 平成12年度階上町住宅用地造成事業特別会計補正予算第2号につ

いて、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入予算の補正をするものであります。

住宅用地管理等基金からの繰入金340万2,000円を減額し、繰越金340万2,000円を追加補正するものであります。

議案第14号 平成12年度階上町介護保険特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ246万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,829万円とするものであります。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

一般会計からの繰入金218万円、基金からの繰入金28万9,000円を減額補正するものであります。

歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

総務費の総務管理費34万2,000円、保険給付費の支援サービス等諸費233万1,000円を追加し、総務費の介護認定費221万円、保険給付費の介護サービス等諸費141万5,000円、その他の諸費40万円、高額介護サービス費51万6,000円、基金積立金57万円をそれぞれ減額するものであります。

議案第15号 字の区域及び名称の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、蒼前地域の複雑化した住居表示を解消するため、字蒼前及びそれに隣接する区域の区域界及び名称を変更するため提案するものであります。

議案第16号 土地改良事業の施行について、ご説明申し上げます。

本案は、平成12年7月8日から9日及び9月11日から12日までの豪雨災害による下上地区ほか7地区の農地等災害復旧土地改良事業を施行するにあたり、県知事に協議するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので慎重にご審議の上、原案のとおり御議決くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

〔町長正部家佑介君 降壇〕

○議長（荒道鶴造君） これをもって、提案理由の説明を終わります。



◎日程第4 報告第1号・日程第5 報告第2号・

日程第6 報告第3号一括議題

○議長（荒道鶴造君） 日程第4、報告第1号 専決処分した事項の報告についてから
日程第6、報告第3号 専決処分した事項の報告については、お手元に配布したとおり
であります。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

2番石川清人君。

○2番（石川清人君） 報告第1号の損害賠償の件、金額15万1,106円これを詳
しく説明していただきたい。

○議長（荒道鶴造君） 農林課長高階繁雄君。

○農林課長（高階繁雄君） 石川議員のご質問でございますけれども、15万1,106
円と言う内容詳しくと言うご質問でございますが、ちょっと資料はですね私持って
ないもので、総務課の方でその内容については持っておるんですけども、その主なも
のとしては、マフラーの破損の修理代ですね。あとレンタカーの使用料等ござ
います。金額的にはちょっと、その金額がいくらと言うのは今資料持ってきてないも
のですから。（石川議員より事故内容についてと言う発言があり）事故になった内容
ですか。実はですね7月8日から9日にかけての災害によりまして、登山口のつくし
森から石倉にかけましての中間付近でございますけれども、その道路の中央の部分
が雨のために溝が掘れておりましてそこに相手方の泉山さんという方が、次の週の日
曜16日、日曜日なんですけれども午前10時頃車で上がっていったところその溝に
車を落としたと言うことで、道路でございますので町が管理すると言う事の責任があ
るものですから、あそこは町道廃止になっている部分ですが道路と言うことで、当然
町が管理しなければならないと言うことで、通行止めの表示をしていなかった訳でござ
いまして、その点に町に責任があるのではないかとと言うことで、その分のレンタカ
ーとかその車の修理代等を請求されました。それで私の方としては、全国の町村

会の総合賠償保険と言う保険がありますけれどもその保険に入っているものですからその保険を使ってその賠償をしたと言うことでございます。以上ですけども。

○議長（荒道鶴造君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） これにて報告の件は終了いたします。



◎日程第7 監査結果の報告の件

○議長（荒道鶴造君） 日程第7、監査結果の報告の件を議題といたします。

この際、9月の定例会において決議されました「監査請求に関する」監査結果の報告を求めます。

代表監査委員渡部直樹君。

〔代表監査委員 監査報告〕

○代表監査委員（渡部直樹君） それでは、監査の報告をいたします。

平成12年9月19日付けで要求のありました、地方自治法第98条第2項の規定に基づく監査について、去る平成12年10月6日から10月25日までの間、延べ4日間にわたり実施いたしました結果の所見を申し上げます。

本監査の対象となった国土調査管理事務の監査請求事項については、その元である国土調査事業が行われてから相当の年数が経過していることなどの制約がありまして一連の事務についてその全容を明らかに出来ないものでありますが、限られた書類及び関係職員の証言等から客観的に判断すれば、本件に関しましては、行政事務の一部が適正に行われていなかったものと認めます。

なお、監査の詳細につきましては、議会要求監査報告書として議長に提出済みですのでご参照いただきたいと思います。

以上、簡単ですが監査の報告といたします。

平成12年12月11日 代表監査委員渡部直樹、監査委員上山博一。

以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） ＊ 以上で、監査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 質疑がないようですので、これにて報告の件は終了いたします



◎日程第 8 陳情第 1 号・日程第 9 陳情第 2 号・

日程第10 陳情第 3 号・日程第11 陳情第 4 号・

日程第12 陳情第 5 号・日程第13 陳情第 6 号

一括上程及び委員会付託

○議長（荒道鶴造君） 日程第 8、陳情第 1 号 「無担保・無保証人制度融資」創設についての陳情から日程第 13、陳情第 6 号 「乳幼児医療費の無料化を国としておこなうことを求める」意見書提出の陳情までの 6 件を一括上程いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております陳情の件は、会議規則第 39 条の規定により、陳情第 3 号及び第 4 号は総務財政常任委員会に、陳情第 2 号・第 5 号及び第 6 号は教育民生常任委員会に、陳情第 1 号は産業経済常任委員会にそれぞれ付託いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第 1 号から陳情第 6 号までは、総務財政、教育民生、産業経済の各常任委員会に付託することに決定いたしました。



◎休会の件

○議長（荒道鶴造君） お諮りいたします。

議事の都合により 12 月 12 日及び 13 日の 2 日間は、休会といたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒道鶴造君) ご異議なしと認めます。

よって、12月12日及び13日の2日間は、休会することに決定いたしました。

○議長(荒道鶴造君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は12月14日午前10時から開きます。



◎散会の宣告

○議長(荒道鶴造君) 本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時36分

議 事 日 程 (第2号)

平成12年12月14日(木曜日) 午前10時開会

- | | | |
|-------|----------------------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 階上町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 階上町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 階上町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 階上町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 平成12年度階上町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 平成12年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号) |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 平成12年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算(第3号) |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成12年度階上町老人保健特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成12年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成12年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成12年度階上町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成12年度階上町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第15 | 議案第15号 | 字の区域及び名称の変更について |
| 日程第16 | 議案第16号 | 土地改良事業の施行について |
| 日程第17 | 意見書案第1号 | 行政サービス向上のため法務局の増員を求める意見書 |
| 日程第18 | 閉会中における継続審査の件 | |
| 日程第19 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番 高 松 久美子 君	2 番 石 川 清 人 君
3 番 山 田 恵 治 君	4 番 土 橋 信 夫 君
5 番 郷 州 公 典 君	6 番 上 山 博 一 君
7 番 松 森 高 君	8 番 佐 京 登 君
9 番 畑 中 弘 實 君	10 番 大 前 典 男 君
11 番 桑 原 一 夫 君	12 番 木 村 勝 彦 君
13 番 阿 部 敏 秋 君	14 番 浜 谷 豊 美 君
15 番 平 戸 茂 雄 君	16 番 松 倉 正 美 君
17 番 田 端 清 君	18 番 荒 道 鶴 造 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長 正部家 佑 介 君	収 入 役 伊 藤 昭一郎 君
教 育 長 山 本 雅 教 君	総 務 課 長 浜 谷 政 己 君
企 画 課 長 浜 谷 義 勝 君	税 務 課 長 松 橋 隆 巳 君
保健福祉課長 鳩 文 男 君	農 林 課 長 高 階 繁 雄 君
建 設 課 長 中 村 豊 志 君	町 民 課 長 上 沢 寿 勝 君
水産商工課長 中 城 功 君	中央保育所長 桑 原 定 男 君
出 納 室 長 池 田 隆 君	教 育 次 長 三 上 孝 八 君
学 務 課 長 三 上 孝 八 君	社会教育課長 林 貢 君
体 育 課 長 小 沢 勝 君	給食センター所長 三 上 孝 八 君
農林委員会事務局 長 工 藤 靖 夫 君	代表監査委員 渡 部 直 樹 君

職務のための出席者

議会事務局長 高 橋 信 一 君

総務課長補佐 上 博 文 君

総務係長 田 中 昇 君

開会 午前10時04分

◎開議の宣告

○議長（荒道鶴造君） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒道鶴造君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 議案第1号・日程第2 議案第2号

一括議題

○議長（荒道鶴造君） この際日程第1、議案第1号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての件及び日程第2、議案第2号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件、2件を一括議題いたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての件及び議案第2号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第3号

○議長（荒道鶴造君） 日程第3、議案第3号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第4号

○議長（荒道鶴造君） 日程第4、議案第4号 階上町社会福祉法人の助成に関する条

例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号 階上町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第5号・日程第6 議案第6号

一括議題

○議長（荒道鶴造君） この際日程第5、議案第5号 階上町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についての件及び日程第6、議案第6号 階上町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての件、2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号 階上町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制

定についての件及び議案第6号 階上町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第7号

○議長（荒道鶴造君） 日程第7、議案第7号 平成12年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号 平成12年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第8号・日程第9 議案第9号・

日程第10 議案第10号一括議題

○議長（荒道鶴造君） この際日程第8、議案第8号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から日程第10、議案第10号 平成12年度階上

町老人保健特別会計補正予算の件まで、3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から議案第10号 平成12年度階上町老人保健特別会計補正予算の件まで、3件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第11号

○議長（荒道鶴造君） 日程第11、議案第11号 平成12年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 平成12年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



◎日程第１２ 議案第１２号

○議長（荒道鶴造君） 日程第１２、議案第１２号 平成１２年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 討論なしと認めます。

これより議案第１２号 平成１２年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



◎日程第１３ 議案第１３号

○議長（荒道鶴造君） 日程第１３、議案第１３号 平成１２年度階上町住宅用地造成事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 平成12年度階上町住宅用地造成事業特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第14号

○議長（荒道鶴造君） 日程第14、議案第14号 平成12年度階上町介護保険特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 平成12年度階上町介護保険特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



◎日程第 15 議案第 15 号

○議長（荒道鶴造君） 日程第 15、議案第 15 号 字の区域及び名称の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 討論なしと認めます。

これより議案第 15 号 字の区域及び名称の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



◎日程第 16 議案第 16 号

○議長（荒道鶴造君） 日程第 16、議案第 16 号 土地改良事業の施行についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） 討論なしと認めます。

これより議案第 16 号 土地改良事業の施行についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



◎日程第１７ 意見書案第１号

○議長（荒道鶴造君） 日程第１７ 意見書案第１号 行政サービス向上のため法務局の増員を求める意見書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第１号については議員発議でありますので委員会付託、質疑及び討論は省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって委員会付託、質疑及び討論は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

意見書案第１号は、これを可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって意見書案第１号は、これを可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書の提出につきましては、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。



◎日程第 18 閉会中の継続審査の件

○議長（荒道鶴造君） 日程第 18、閉会中における継続審査の件を議題といたします
各委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第 75 条の
規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



◎日程第 19 議会運営委員会の所掌事務調査の件

○議長（荒道鶴造君） 日程第 19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議
題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、本会議の会期日程等議会の
運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出
があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしまし
た。

○議長（荒道鶴造君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了い
たしました。



◎町長あいさつ

○議長（荒道鶴造君） この際、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します
町長正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 12月定例会閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今月11日招集の町議会第8回定例会も本日をもって閉会となるわけではありますが、提出議案につきましては、全議案原案のとおり議決ご承認いただきました、誠にありがとうございます。

いよいよ今年、そして20世紀も残すところ17日となりました。新年、21世紀目前となったわけではありますが、町にとっても、市町村合併の事など大変重要な、大事なときを迎えようとしております。

年末年始を控え、何かとご多忙のことと思いますが、ご健勝で新年、新世紀を迎えられ一層のご活躍をお祈り申し上げ、閉会にあたりましてのごあいさつといたします
ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（荒道鶴造君） これにて平成12年第8回階上町議会定例会を閉会いたします
閉会 午前10時31分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員

